

庄内町建築物耐震改修促進計画

庄 内 町

平成20年 3月
(最終改定：令和8年3月)

目 次

第1章	目的	・ ・ ・ ・ ・ 2
第2章	計画の位置づけ	
1	計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
2	計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
第3章	建築物の耐震化等の実施に関する目標	
1	想定される地震の規模及び被害状況	・ ・ ・ ・ ・ 2
2	耐震化の現状	・ ・ ・ ・ ・ 3
3	耐震化率の目標	・ ・ ・ ・ ・ 7
4	公共建築物の耐震化情報の開示	・ ・ ・ ・ ・ 8
第4章	住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策	
1	基本的な取組方針	・ ・ ・ ・ ・ 8
2	所有者等、町及び建築関係団体の役割	・ ・ ・ ・ ・ 9
3	耐震化等の促進に向けた支援	・ ・ ・ ・ ・ 9
4	改修実施への環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 10
5	地震時の建築物の総合的な安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 10
6	要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化	・ ・ ・ ・ ・ 10
7	避難路沿道建築物の状況把握	・ ・ ・ ・ ・ 11
8	その他の促進策	・ ・ ・ ・ ・ 11
第5章	住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	
1	地震ハザードマップの活用	・ ・ ・ ・ ・ 12
2	相談体制整備・情報提供の充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
3	広報、講習会、啓発活動の実施	・ ・ ・ ・ ・ 12
4	自治会との連携	・ ・ ・ ・ ・ 12
第6章	法に基づく指導等	
1	耐震改修促進法による指導、助言等の実施	・ ・ ・ ・ ・ 13
2	建築基準法による勧告、命令等の実施	・ ・ ・ ・ ・ 13
第7章	その他の関連施策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 13

第1章 目的

庄内町建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、町民の生命や財産を保護し、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、既存建築物等の耐震性向上策として、県、町及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を総合的・計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

第2章 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定する本計画は、「庄内町地域防災計画（第2編震災対策編）」（令和3年3月改定）を上位計画として、既存建築物の耐震改修等に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

(1) 耐震改修促進計画の位置づけ

- (法律) 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）
「建築基準法」（昭和25年法律第201号）
「耐震改修促進法」
「国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）
- (国) 「防災基本計画」（令和7年7月修正）
- (県) 「山形県地域防災計画（震災対策編）」（令和6年3月）
「山形県建築物耐震改修促進計画」（令和8年3月改定）
「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成17年3月）
- (町) 「庄内町地域防災計画（震災対策編）」

2 計画期間

計画期間は、令和12年度まで延長することとする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

第3章 住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標

1 想定される地震の規模及び被害状況

県内には、4つの主要な断層帯が存在し、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地、長井盆地西縁及び庄内平野東縁断層帯で、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.5～7.8クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている。また、平成15年6月に地震調査研究推進本部の「日本海東縁部の地震活動の長期評価」において、山形県沖の地震の長期評価が公表された。（表－1）

特に、庄内平野東縁断層帯（南部）は、今後30年以内の発生確率が0～6%と全国の活断層中では発生確率が高いグループに属する。

(表－1) 想定地震の長期評価

区分	震源		地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率
内陸	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約31km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
		西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下
	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%

(出典：山形県建築物耐震改修促進計画)

県が調査した、想定される地震における被害想定について（表－2）に示す。

庄内平野東縁断層帯地震被害想定調査による本町の被害想定は、冬季早朝の発生ケースで被害が最大となり、全壊・半壊する建物約3,584棟、死者約124人、負傷者1,411人、建物被害による避難者約3,565人と予測されている。

(表－2) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

断層名	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯	山形盆地断層帯
公表年月	平成18年6月	平成10年3月	平成18年6月	平成14年12月
想定マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.7	M7.8
建物全壊	10,781棟	1,295棟	22,475棟	34,792棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	50,926棟	54,397棟
死者	915人	110人	1,706人	2,144人
負傷者	9,694人	2,585人	16,405人	21,887人
避難者	41,044人	7,776人	78,849人	94,688人

(出典：山形県建築物耐震改修促進計画)

2 耐震化の現状

(1) 住宅

令和7年1月1日現在、町内には戸建住宅総数6,936戸があり、うち木造が6,789戸で全体の97.9%と高い比率を占めている。その中でも昭和56年5月31日以前（以下、「昭和56年以前」とする。）に建築されたものは3,773戸あり、木造住宅の約56%を占めることから、木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。（表－3）

山形県の建て方別耐震化の状況（令和5年住宅・土地統計調査結果）によると、昭和56年以前建築の住宅であっても比較的耐震性があると推定される。（表－4）

このことから、木造住宅については、昭和56年以前に建築された3,773戸のうち、表－4から46%の耐震性があるものと想定し、約1,736戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられるものは昭和56年6月1日以降（以下、「昭和57年以降」とする。）建築の2,813戸と合わせて4,549戸となり、耐震化率67.0%と推定される。

非木造の住宅は、表－3によると147戸あり、昭和56年以前に建築された17戸のうち、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値76%で算定すると約13戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられるものは、昭和57年以降建築された130戸と合わせた143戸で、耐震化率は約97.3%と推定される。

したがって、庄内町の令和7年1月1日時点における住宅の耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅2,943戸、昭和56年以前に建築された住宅で耐震性があると考えられる木造住宅1,736戸、非木造等13戸の計4,692戸で、耐震化率67.6%と推定される。（表－5）

（表－3）戸建住宅の建設年代別戸数

（単位：戸）

建設年代	H20.3		H27.1		R2.1		R7.1	
	戸建 木造 住宅	左記 以外	戸建 木造 住宅	左記 以外	戸建 木造 住宅	左記 以外	戸建 木造 住宅	左記 以外
～昭和35年 (～1960)	1,166	0	1,063	0	976	0	932	0
昭和36～45年 (1961～1970)	1,449	5	1,382	6	1,279	6	1,210	6
昭和46～56年 (1971～1981)	1,825	13	1,798	12	1,698	12	1,631	11
昭和56年以前 小計	4,440	18	4,243	18	3,953	18	3,773	17
	4,458 (65%)		4,261 (60%)		3,971 (57%)		3,790 (55%)	
昭和57年～平成2年 (1982～1990)	700	8	716	13	699	12	682	8
平成3～12年 (1991～2000)	955	73	968	76	946	74	905	68
平成13～18年 (2001～2006)	380	18	382	19	375	18	356	17
平成19年～ (2007～)	-	-	391	19	630	31	870	37
昭和57年以降 小計	2,035	99	2,457	127	2,650	135	2,813	130
	2,134 (31%)		2,584 (37%)		2,785 (40%)		2,943 (42%)	
不詳	255	0	226	0	212	0	203	0
	255 (4%)		226 (3%)		212 (3%)		203 (3%)	
合計	6,730	117	6,926	145	6,815	153	6,789	147
	6,847		7,071		6,968		6,936	

（町税務町民課統計による）

(表－４) 山形県の建て方別耐震化の状況 (令和5年住宅・土地統計調査結果)

区分	総戸数	昭和56年以降 の住宅	昭和55年以前 の住宅		耐震化率 (B+C)/A
			うち耐震性あり		
	A	B	C		
住宅全体	391,500	283,300	108,200	52,100 (48%)	85.7%
うち戸建住宅	297,900	197,300	100,600	46,200 (46%)	81.7%
うち共同住宅	93,600	86,000	7,600	5,900 (78%)	98.2%

(出典：山形県建築物耐震改修促進計画)

(表－５) 戸建住宅の耐震化率の推定

住宅総数 6,936戸	昭和57年以降 2,943戸 (42%)	木造2,813戸 非木造130戸	耐震性を満たす 4,692戸 67.6%
	昭和56年以前 3,790戸 (55%)	木造1,736戸 (46%) 非木造 13戸 (76%)	
		不詳 203戸	木造2,037戸 非木造 4戸
	木造 203戸 非木造 0戸		

(令和7年1月 町税務町民課統計による。)

(2) 非住宅

① 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第14条第1号から第3号に該当する建築物で、同法施行令第6条及び第7条で定める建築物である。(表－６)

(表－６) 特定既存耐震不適格建築物対象耐震化状況

令和8年3月31日

用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済
学校等	9	9	1	9	劇場・集会場	0	0	0	0
体育館(一般供用)	0	0	0	0	店舗等	0	0	0	0
社会福祉施設等	0	0	0	0	ホテル・旅館	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	0	0	0	0	公共庁舎等	2	2	1	2
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	0	0	0	0
病院・診療所	0	0	0	0	合計	11	11	2	11

※耐震化済みには、耐震性有り・耐震改修実施済みを含む。

② 公共施設（町有等施設、令和8年3月31日現在）

町等が所有する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設等総数134棟のうち文教施設が37棟で約28%を占めている。また、昭和56年以前に建築された町有等施設は36棟で全体の27%を占め、その耐震診断は完了し、耐震化率は98.5%である。（表－7）

（表－7）町有等公共施設（防災活動拠点施設等となる建築物）施設区分別耐震改修状況

施設区分	全棟数 A	S57年以前建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前建築全数に占める割合 C/A% %	耐震診断済みの棟数 D	改修等不要な棟数 E	改修等必要な棟数 F	改修済み棟数 G	改修未実施の棟数 H	耐震診断未実施の棟数 I=C-D	耐震化済の棟数 J=B+E+G	耐震化未実施の棟数 K=H+I	耐震診断実施率 D/C %	耐震化率 J/A %
1 社会福祉施設	2	1	1	50	1	1	0	0	0	0	2	0	-	100
（うち防災拠点）	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(-)	(100)
2 文教施設	37	10	27	73	27	6	21	21	0	0	37	0	100	100
（うち防災拠点）	37	10	(27)	73	(27)	(6)	(21)	(21)	(0)	(0)	37	(0)	(100)	(100)
幼稚園	8	0	8	100	8	2	6	6	0	0	8	0	100	100
（うち防災拠点）	(8)	(0)	(8)	(100)	(8)	(2)	(6)	(6)	(0)	(0)	(8)	(0)	(100)	(100)
小学校	20	1	19	95	19	4	15	15	0	0	20	0	100	100
（うち防災拠点）	(20)	(1)	(19)	(95)	(19)	(4)	(15)	(15)	(0)	(0)	(20)	(0)	(100)	(100)
中学校	9	9	0	-	0	0	0	0	0	0	9	0	-	100
（うち防災拠点）	(9)	(9)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)	(0)	(-)	(100)
3 庁舎等	4	2	2	50	2	1	1	1	0	0	4	0	100	100
（うち防災拠点）	(3)	(1)	(2)	67	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3)	(0)	(100)	(100)
4 公民館等	14	11	3	21	3	0	3	3	0	0	14	0	100	100
（うち防災拠点）	(9)	(6)	(3)	(33)	(3)	(0)	(3)	(3)	(0)	(0)	(14)	(0)	(100)	(100)
5 体育館等	6	4	2	33	2	0	2	0	2	0	4	2	100	66.7
（うち防災拠点）	(6)	(4)	(2)	(33)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(4)	(2)	(100)	(66.7)
6 消防署等	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	100	100
（うち防災拠点）	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
7 公営住宅等	58	58	0	-	0	0	0	0	0	0	58	0	-	100
（うち防災拠点）	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(100)
8 その他	11	10	1	9	1	1	0	0	0	0	11	0	100	100
（うち防災拠点）	(7)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)	(-)	(100)
合計	134	98	36	27	36	9	27	25	2	0	132	2	100	98.5
（うち防災拠点）	(63)	(29)	(34)	(54)	(34)	(7)	(27)	(25)	(2)	(0)	(61)	(2)	(100)	(96.8)

3 耐震化率の目標

庄内町の住宅・建築物の耐震化は、想定されている「庄内平野東縁断層帯」の被害想定を勘案すると、地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本指針による耐震化率目標と同じとする。

また、町有等の公共施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要性がある。

(1) 住宅

① 耐震化率を次のとおり定める。

令和6年度耐震化率	(目標) 令和12年度耐震化率
67.6%	95%

		令和6年度推計値		令和12年度目標値
住宅	総数	6,936戸		6,750戸
	うち耐震性あり	4,692戸 (67.6%)	⇒	6,410戸 (95%)
	うち耐震性不足	2,244戸		340戸

耐震改修必要戸数 $2,244戸 - 340戸 = 1,904戸$

		令和6年度推計値		令和12年度目標値
(非木造)		147戸		120戸
	うち耐震性あり	143戸 (97.3%)	⇒	120戸 (100%)
	うち耐震性不足	4戸		0戸
(戸建木造住宅)		6,789戸		6,630戸
	うち耐震性あり	4,549戸 (67.0%)	⇒	6,290戸 (94.9%)
	うち耐震性不足	2,240戸		340戸

(令和12年度の住宅戸数は、過去5年間の住宅減少率より推計した。)

② 目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率95%を達成するためには、令和6年度推計値の耐震性不足の2,244戸から令和12年度目標値の耐震性不足340戸を差し引いた、1,904戸の耐震改修等が必要である。

(2) 非住宅

本町における特定既存耐震不適格建築物について、民間施設はなく公共施設のみである。したがって、公共施設は、「公共施設の整備計画」において防災活動拠点施設を中心に、年次計画で耐震改修等を推進していく。

町有等施設の防災活動拠点施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき防災上重要な施設として機能する必要性があるため概ね全施設の耐震化を目指すものとする。

(実績) 令和7年度	(目標) 令和12年度
● 社会福祉施設（老人福祉センター）	
100% （うち防災拠点100%）	完了
● 文教施設（幼稚園、小学校、中学校）	
100% （うち防災拠点100%）	完了
● 庁舎等（本庁舎、立川総合支所等）	
100% （うち防災拠点100%）	完了
● まちづくりセンター等	
100% （うち防災拠点100%）	完了
● 体育館等	
66.7% （うち防災拠点66.7%）	100%
・ 耐震化率目標達成のため、耐震化等に努める。	
● 消防署等	
100% （うち防災拠点－%）	完了
● 公営住宅	
100% （うち防災拠点－%）	完了
● その他施設（防災センター、風車村等）	
100% （うち防災拠点100%）	完了

4 公共建築物の耐震化情報の開示

防災活動拠点施設である町有施設については、施設の耐震性を公表し情報開示することに努める。

第4章 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられている。また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県又は本町の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁（県知事）により結果は公表されることとなっている。

このことから、町内の住宅・建築物の所有者・管理者（以下、「所有者等」という。）が自ら耐震化に努めることを基本としながら、本町においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

2 所有者等、町及び建築関係団体の役割

(1) 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要である。

(2) 町の役割

町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

- ① 庄内町建築物耐震改修促進計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- ④ 木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努めるものとする。

- ① 耐震化に必要な技術的な支援の実施
- ② 情報提供、啓発等の実施

3 耐震化等の促進に向けた支援

(1) 町は、国の補助を活用して住宅・建築物耐震化の促進を図るため、まずは町内の木造住宅で平成12年5月31日以前建築した住宅の耐震診断について補助制度を整え実施する。そして、その紹介・周知を通じ耐震に対する町民の意識の向上、普及及び啓発等により耐震化率の向上につなげていく。

また、「庄内町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、戸別訪問やダイレクトメール等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知及び普及活動や、耐震診断支援を受けた住宅所有者に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組等、住宅の耐震化を総合的に推進する。

① 木造住宅耐震診断事業

町内の居住の用に供する住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に、耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、もって木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

対象となる住宅は、木造で平成12年5月31日以前着工したもの。延べ面積の2分の1以上が自己の居住用のもの。地上階数が2以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの。

② 建築物耐震診断事業

地震に対する建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めることを目的に、民間等建築物で木造住宅耐震診断事業の対象とならない建築物の所有者が行う耐震診断に要する経費に対し、対象建築物の耐震診断に、町が補助をするものとする。

③ 木造住宅耐震改修事業

平成12年5月31日以前着工した木造住宅の耐震改修工事や減災対策（部分的な耐震化を行う工事や、防災ベッド・耐震シェルターの設置）に要する経費に対し、町が補助をするもの。

(2) 町は、税制度やリバースモーゲージ型住宅ローンなどの様々な制度の活用が図られるよう、県や建築関係団体と連携し所有者等への周知に努める。

4 改修実施への環境整備

(1) 関係団体による協議会設置

住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたることとし、県・市町村・建築関係団体等で構成する総合的な「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を活用し、建築物の耐震化を促進する。

(2) 低コストな耐震改修を普及するため、前号の協議会において技術者を養成し、普及体制の構築を図る。また、技術者の名簿は相談・照会に活用する。

5 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

自分の家・建物は大丈夫と思っている（地震は来ないと思っている。）人に対し町民の生命及び財産を守る立場から危機管理係と連携し広報誌やホームページ等で耐震化の必要性や地震防災知識の普及・啓発を行い、耐震診断及び改修へ誘導する。

(1) 家具等の転倒防止

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具などの転倒防止策が行なわれていない場合、死傷の原因や避難などの障害となるおそれがある。

町は県と連携し、地震発生時における家具類の転倒による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、自らできる地震対策への取組みについて普及啓発を図る。

(2) ブロック塀の倒壊防止

町は県と連携し、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路（第7項第2号で定める避難路）、通学路沿いのブロック塀及び石塀等の所有者等を主な対象として安全の確保について指導・啓発する。また、除却に係る補助制度により、危険なブロック塀解消を促進する。

6 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要である。県計画で要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）に指定された立川総合支所（災害対策本部は

新庁舎へ移転)の耐震化は完了している。

7 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、住宅・建築物の倒壊が緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、県が沿道の状況を把握し、指定に向けた調査及び検討を行う際は、協力するものとする。

(1) 緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

(2) 避難所に通ずる避難路

庄内町地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難路

8 その他の促進策

(1) 計画の認定等の周知

① 計画の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、県及び市町村はその周知を図ることとする。また、耐震診断を行なった区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となる。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する耐震改修のための決議要件について、4分の3から2分の1に緩和されることから、その周知を図る。

② 地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、その旨を表示することが可能となる。

表示制度の活用により、営業上の優位性が考えられるが、表示制度は任意であり表示が付されていないことをもって、住宅・建築物の耐震性を有さないこととはならないことを利用者等に十分な理解が得られるよう留意し、その周知を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅の移転促進

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、がけ地近接等の危険住宅について、国の制度を活用し、移転を促進する。

① 土砂災害等危険住宅移転事業

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業の内、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に存する危険住宅を除却する事業

第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 地震ハザードマップの活用

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を町民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する重要性がある。

町では県の資料提供等を受け「地盤の揺れやすさ」がわかる地震ハザードマップ（震度マップ）を作成し公表を行ったところであるが、今後も啓発に努めると共に、必要に応じて更新を行うものとする。

2 相談体制整備・情報提供の充実

住宅・建築物所有者等が耐震化について相談する体制整備のため、建設課に相談窓口を設置する。相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については県庄内総合支庁の相談窓口を紹介する。

また、建築物の設計施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体からもできる範囲で相談に応ずるよう努めてもらう。

3 広報、講習会及び啓発活動の実施

(1) パンフレットの配布・活用

広く町民に対して、耐震化への意識向上を図るために県等が作成するパンフレットを配布し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識や情報を提供する。また、多数集まるまちづくりセンター等に耐震化促進のポスターを掲示し、啓発を行う。

(2) 広報誌等による啓発

広報誌やインターネット等を活用し、耐震改修等事業や融資制度の活用等、広く町民に耐震化の啓発を行う。

(3) イベントの機会を利用した啓発活動

住宅関連のイベントでの県等が行う無料相談会を活用し啓発を行う。

(4) 講習会の開催

県は住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会及び耐震改修の工法や事例紹介等、技術者向けの講習会を市町村及び建築団体の協力を得て開催する。

(5) 建築物防災週間における取組み

県と連携し、建築防災週間等の期間において耐震化等や、地震時の窓ガラスや天井落下の危険性のPRを行う。

4 自治会との連携

地震防災対策では「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。自治会や自主防災組織などの地域活動組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成等幅広い取り組みが必要で、このような地域の取り組みを支援していく。

第6章 法に基づく指導等

町は、所管行政庁が、必要に応じて所有者等に対して行う指導、助言等に協力し耐震化を促進することとする。

1 耐震改修促進法による指導、助言等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第15条第1項及び第16条により、耐震診断および耐

震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者等に対して指導及び助言を行う。

更に、所管行政庁は、耐震改修促進法第15条第2項により、政令で定める特定既存不適格建築物について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、所有者等に対し必要な支持を行う。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときはその旨を公表する。

2 建築基準法による勧告、命令等の実施

所管行政庁は、特定既存不適格建築物の所有者が耐震改修促進法に基づく指導、助言及び指示等に従わずに必要な対策をとらなかった際に、構造上必要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認めた場合、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令を行う

第7章 その他の関連施策の推進

(1) 空き家の耐震化

地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅についても、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して除却を促す。

(2) 住宅性能表示制度の活用

耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行う。

(3) 地震保険の加入推進

住宅の耐震化等とともに、地震保険加入の推進を図るため普及啓発を行う。